

貿易関係証明登録のご案内

原産地証明、その他の貿易関係証明の申請当たっては天童商工会議所の会員・非会員問わず必ず貿易関係事業所登録が必要になります。

1. 登録手続きの流れ

- ① 事業所登録
↓
- ② 各種証明書の発行 (事業所登録日と同日の発行は可能です)
↓
- ③ 事業所登録の更新 (登録後2年で更新の手続きが必要です。
期限切れ後、半年間は更新扱いと致します)

2. 登録手数料

天童商工会議所の会員 2, 100円 (税込)
天童商工会議所非会員 5, 250円 (税込)

有効期間 : 2年間

*新規・更新を問わず、手続きされた日が起算日となります。有効期限内に更新されると更新時の残存有効期間が切り捨てられ、更新日から2年の有効期間となります。

3. 必要書類 (平成22年4月1日より)

	法人事業所	個人事業所
誓約書、業態内容届、署名届け	必要	必要
新規・更新を問わず必ず必要	履歴事項 全部証明書	住民票
	印鑑証明	印鑑証明
新規登録の場合のみ必要	納税証明書 (又は開業届け)	納税証明書 (又は開業届け)
代表者・署名者が外国人の場合	外国人登録証のコピー (表裏両面)	
中古品を取り扱っている場合	古物商許可証のコピー	

*履歴事項全部証明書、住民票、印鑑証明書は発効日から3ヶ月以内の原本の提出をお願いします。

4. 各種証明書の手数料

原産地証明書1件につき

サイン証明、インボイス証明等、1枚につき

天童商工会議所の会員 1, 050円 (税込)

天童商工会議所非会員 1, 575円 (税込)

*原産地証明は指定の用紙(2枚以上)と証明依頼書、インボイス等の添付書類を提出してください。

*その他の証明は証明依頼書と証明の用紙を提出下さい。

*いずれの場合も登録者のサインが必要です。

4. 原産地証明用紙、原産地証明申請マニュアルの販売価格

①原産地証明用紙 1, 000円 (税込) / 100枚

②原産地申請マニュアル 1, 000円 (税込) / 1冊

問い合わせ

天童商工会議所 中小企業相談所1係 貿易関係証明担当

電話 023-654-3511

FAX 023-654-7481